

松江市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松江市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 30 年松江市条例第 57 号）を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (診療の方針) 第 18 条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 基準省令第 18 条第 6 号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号) <u>第 2 条第 18 項</u> に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りではない。 | (診療の方針) 第 18 条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 基準省令第 18 条第 6 号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号) <u>第 2 条第 17 項</u> に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りではない。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。